

事業評価シート

担当課・室長：環境保全対策課長

<p>事業名</p>	<p>廃棄物海洋投入処分の環境影響評価</p>
<p>上位施策名</p>	<p>海洋環境の保全</p>
<p>1 事業の概要</p>	<p>人類の重要な生存基盤を構成する海洋環境を保全するため、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する国際条約（ロンドン条約）」、マルポール73/78条約等の国際的枠組みに従い、当面、船舶等からの廃棄物の海洋投入を規制するための以下の施策を実施する。</p> <p>海洋汚染対策規制基準設定等 ロンドン条約96年議定書は、廃棄物の海洋投入処分に対しての規制強化を図るものであり、海洋投入の原則禁止、投入可能な廃棄物に係る環境影響評価の実施及びそれに基づく許可制度の導入等が規定されている。平成15年にも発効要件が満たされる可能性があることから、我が国において批准に必要な国内法制度等を検討する。</p> <p>海洋環境モニタリング業務 国連海洋法条約による要請に基づき海洋環境モニタリングを実施する。海上保安庁と連絡調整しつつ、両省庁で分担して海洋環境保全のための科学的調査を実施。</p>
<p>2 進捗状況</p>	<p>海洋汚染対策規制基準設定等 平成8年度から、「基本的枠組みと課題の整理」、「廃棄物の特性把握及び削減手法、投入処分の代替方法」、「有害度の判定、環境影響の評価の手法」、「モニタリング実施方法」、「許可の形式、発給方法等」に関して検討中。 「基本的枠組みと全体的課題」「廃棄物の特性の把握」についての項目については、ほぼ検討を終了。</p> <p>海洋環境モニタリング業務 平成10年度から、我が国周辺海域に11本の測線を設定し、各測線毎に約10～20カ所程度の調査地点において水質、底質、生態系等に対する重金属等の汚染の広がりを把握すると同時に、環境影響評価の際に必要なバックグラウンドの濃度や比較対照となる投入場所周辺海域の汚染状況データを得るための調査を実施。</p>
<p>3 評価</p>	<p>海洋汚染対策規制基準設定等調査 上記項目別の検討は、必要に応じ有識者の知見を収集しつつ計画的に進捗しており、今後、これらを踏まえて具体的な国内担保法の条文改正等に関する検討が必要。</p> <p>ロンドン条約96年議定書では、廃棄する廃棄物の人の健康及び環境への影響を評価するよう新たに定めているところ、生物への影響を評価する手法の検討等が必要。</p> <p>ロンドン条約96年議定書の内容が反映される国内法について当省と他省庁が共管する法律もあり、引き続き、それぞれの省庁と連携して改正準備・検討作業を進めることが必要。</p> <p>海洋環境モニタリング調査 国連海洋法条約に基づき、我が国の周辺の海洋環境の経年変化を把握し、環境影響評価に必要な情報の蓄積を進めている。 本事業の結果をロンドン条約科学者会合にも報告する事により、我が国の海洋環境の状況及び我が国の海洋環境保全に対する取組についての国際理解の促進が図られていると評価。 全国の測線をほぼ5年周期で調査する方法により我が国周辺の非常に広範囲な海域の調査が計画的、効果的に進められており、今後とも継続して本事業を実施する必要がある。</p>

4 予算事項名	・ 廃棄物海洋投入処分環境影響評価調査 ・ 未査定液体物質査定調査 ・ 海洋環境モニタリング推進調査費
5 対応副施策	